

裁判官認印

### 第5回口頭弁論調書（判決）

事件の表示 平成24年(ワ)第156号  
期日 平成24年9月6日 午後1時10分  
場所及び公開の有無 山口地方裁判所周南支部 法廷で公開  
裁判官 河本寿一  
裁判所書記官 飯田信彦  
出頭した当事者等 (なし)  
弁論の要領等

裁判官

次のとおり主文及び理由の要旨を告げて判決言渡し  
口頭弁論終結の日 平成24年8月28日

#### 第1 当事者の表示

山口県

原 告 X1

山口県

原 告 X2

広島県

原 告 X3

山口県

原 告 X4

原告ら訴訟代理人弁護士 田邊一隆

山口県

被 告 株式会社シンシア

同代表者代表取締役

## 第2 主文

- 1 被告は、原告 X1 に対し、273万4107円及びうち268万1410円に対する平成24年3月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 X2 に対し、113万円及びこれに対する平成24年3月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告 X3 に対し、144万円及びこれに対する平成24年3月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告 X4 に対し、146万円及びこれに対する平成24年3月24日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- 6 この判決は、第1項から第4項に限り、仮に執行することができる。

## 第3 請求

- 1 請求の趣旨  
主文と同旨
- 2 請求の原因  
別紙記載のとおり

## 第4 理由の要旨

請求原因事実は、当事者間に争いがない。

裁判所書記官 飯田信彦

### 請求の原因

#### 1 当事者

- (1) 被告は、電気通信工事業等を業とする株式会社である。
- (2) 原告らは、被告に雇用されている労働者である。

#### 2 労働契約の成立

原告らと被告は、原告らを労働者、被告を使用者とする労働契約を締結した。

#### 3 被告給与規程

被告の賃金の構成は、①基本給、②諸手当（i 役付手当、ii 特勤手当、iii 家族手当、iv 通勤手当、v 技能手当）、③割増賃金（i 時間外労働割増賃金、ii 休日労働割増賃金、iii 深夜労働割増賃金）からなっている（甲2・第2条）。

賃金は、前月16日から起算し、当月15日に締切って計算し25日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う（甲2・第3条第1項本文）。土・日曜日、祝日は休日である（甲1・第13条）。

#### 4 原告らの賃金

原告らの賃金は以下のとおりである。

- (1) 原告 X1 基本給30万円、役職手当5万円、家族手当1万円、加給金5万円、通勤手当2万円
- (2) 原告 X2 基本給30万円
- (3) 原告 X3 基本給30万円
- (4) 原告 X4 基本給30万円

#### 5 原告らの被告に対する労務の提供

原告らは、被告に対し、平成23年6月16日から同24年3月15日まで、労働契約に基づき、労務を提供した。

#### 6 被告による賃金の未払い

しかしながら、被告は、原告らに対し、以下の賃金を支払っていない。

- (1) 原告 X1 別紙「未払賃金計算書」記載の金員
- (2) 原告 X2 平成24年3月分まで累計113万円
- (3) 原告 X3 平成24年3月分まで累計144万円
- (4) 原告 X4 平成24年3月分まで累計146万円

7 よって、原告らは、被告に対し、労働契約に基づき、

- (1) 原告 X1 にあっては未払賃金268万1410円及び平成24年3月23日までの商事法定利率年6分の割合による遅延損害金5万2697円の合計273万4107円、
- (2) 原告 X2 にあっては未払賃金113万円、
- (3) 原告 X3 にあっては未払賃金144万円、
- (4) 原告 X4 にあっては未払賃金146万円、  
並びに未払賃金に対する平成24年3月24日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求める。

これは正本である。

平成24年9月10日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 飯田信

